

## 2015年度 第2回 第三者定期監査の結果の報告について

### はじめに

日本原燃は、2004年度より、「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および2009年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況とPDCA展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による継続的な確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査は、2015年度第1回の監査内容を踏襲し、日本原燃の各担当部署が改善策を反映した日常業務を風化・形骸化させず実行しているか否かを主要な視点とした監査を受けました。併せて、一般QMS（品質マネジメントシステム）に係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とされました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・2016年1月19日～21日：再処理事業部
- ・2016年1月27日～28日：濃縮事業部
- ・2016年1月27日～28日：埋設事業部
- ・2016年1月29日：品質保証室

### 1. 監査の結果

「指摘事項」および「観察事項」は、いずれの被監査部門にもありませんでした。

なお、「提言事項」※<sup>1</sup>が再処理事業部、濃縮事業部および埋設事業部に各々1件ありました。

（添付-1:「2015年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針」参照）

また、「良好事例」として、再処理事業部から3件、埋設事業部から2件、および品質保証室から2件が抽出されました。

※<sup>1</sup>（提言事項の定義）：定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

### 2. 監査結果の概要

LRJ監査報告書（全体総括）の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部門にも「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。再処理事業部、濃縮事業部および埋設事業部に各々1件の「提言事項」を提起した。

#### (2) 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCAを展開し

て、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした気運の中で、「良好事例」を再処理事業部から3件、埋設事業部から2件、および品質保証室から2件を抽出した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照していただきたい。

### (3) 各注力事項に対する個別所見

#### ① トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

いずれの事業部においても、事業部長レビューおよび社長によるマネジメントレビューが充実していることを入手したエビデンスにより確認した。当該レビューが品質マネジメントシステムの継続的改善に向けて有効に機能している状況を汲み取ることができた。

#### ② 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

「改善策」を反映した日常業務の遂行状況を監査した結果、いずれの事業部/室に対しても品質目標に掲げられた主要な活動は、的確に実践・実行されている状況を観察できた。また、その過程でPDCAを展開し、自律的改善が図られている事象を確認した。

今回の監査を通じて、各被監査部署に対して特段問題となる事象は観察されなかった。

#### ③ トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況

いずれの事業部/室においても、トラブル/不適合事象の発生防止についての取り組みが継続している。

不適合事象が発生した際には、原因究明及び是正処置活動が立案され、適切なフォローが行われている状況を随所で観察した。

今回、再処理事業部に対する監査の過程で、低レベル廃棄物処理建屋で発生した配管部からの凝縮水滴下の不適合事象の水平展開により、他部署においても同様の事象が確認された。これにより、不具合部の更新や保全計画の変更等が実施される等、トラブル/不適合事象に対する再発防止対策が有効な活動として定着している状況を確認することができた。このような予防処置活動は、いずれの事業部/室でも確認することができた。有益な活動が継続的に展開されている。

#### ④ 教育訓練の実施および有効性評価

監査対象となったいずれの部署においても、教育・訓練計画の立案・実行に特に問題となる事象は観察されなかった。

#### ⑤ 内部監査の実施状況

再処理事業部における内部監査活動の実施主体は保安監査課であるが、当課は今回の第三者監査対象部署に該当しないことから、本監査項目の詳細は今回対象外とした。

濃縮事業部および埋設事業部における内部監査の所管部署は、品質保証課である。監査に際しては、内部監査計画書に従った一連の監査活動が適切に実施されるとともに、内部監査員の力量および保有資格の管理も的確に行われている状況

を確認した。特段、問題となる事象は観察されなかった。

品質保証室 品質監査 G は、全社大への内部監査実施の所管部門である。当品質監査 G は、各事業部の活動状況の把握から監査準備、監査の実施、監査報告書の作成、種々の気付き事項に対するフォロー活動を含むプロセスは関連規定に従い、適切に実践・実行されていることを確認した。有効な内部監査が実施されているものと判断する。

#### ⑥前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回監査時の提言事項のフォローアップ状況を聴取した結果、適切な対応が行われていることを確認した。

#### (4) 終わりに

今回の監査の総括的な結論として、「改善策」を反映した日常業務、および一般 QMS に係るいずれの活動も風化せず、定着した活動となっていると判断できる。

日本原燃のいずれの事業部/室においても、品質保証体制は、概ね成熟域にある状態を維持・継続していると捉えることができる。

現在の成熟域にある活動を今後とも維持・継続させるためには、日本原燃の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する (PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことをこれまで以上に繰り返し、説き続けることが基本であると考えます。

日本原燃全体に対する、当該意識のより一層の浸透を期待するものである。

### 3. 監査結果に対する日本原燃の取組み

今年度第 2 回目の定期監査では、LRJ より、「日本原燃の品質保証体制は、成熟域にある状態を維持・継続していると捉えることができる」との所見をいただくとともに「提言事項」を 3 件提起されました。

日本原燃としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、有益なものと認識しており、速やかに今後処置を行います。

また、引き続き、改善活動に取り組んでいく所存です。

以上

2015年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針

監査項目	LRJの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
<p>トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況</p>	<p>不適合事案への速やかな対応</p> <p>ガラス固化課で発生した不適合事象は、リストにまとめられ、確実に管理されている状況を確認した。一方、当該リスト中には予防処置に該当する手順書の修正に係る事項も含まれているが、これらの事案については、計画立案から約1年半進捗していない状況であることを確認した。機器類が停止中であることが関係しているものと推測されるが、処置期限を明記した確実な不適合(予防処置)管理が望まれる。</p>	<p>不適合事象や予防処置に対し、管理リストに処置期限を明確にして不適合等管理を行う。また、定期的(月1回)に進捗確認を行い、不適合対応に遅れが生じないように管理していく。</p> <p>計画立案から進捗していなかった予防処置2件のうち、1件については処置完了(2016.2.16完了)。</p> <p>もう1件については遅くとも4月末を目途に対応中である。</p>	<p>再処理事業部 ガラス固化施設部 ガラス固化課</p>
<p>教育訓練の実施および有効性評価</p>	<p>教育記録への有効性評価に係る記載の徹底</p> <p>教育記録を閲覧したところ、教育記録の一部に実施した教育内容は記載されているが、有効性評価(JEAC4111-2009 6.2.2(c))が行われたことが確認できなかった。今後、書式・形式には拘らないが、何らかの方法で有効性評価の結果を残すことが望まれる。</p>	<p>教育実施内容に対して、有効性評価を行なうよう、教育実績の様式に記載を追加する。</p>	<p>濃縮事業部 施設部 機械課</p>

<p>トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況</p>	<p>「予防処置管理台帳」の管理の徹底</p> <p>品質保証課が主催の不適合事象等展開検討会において当事業部内と他事業部あるいは他社で発生の不適合に対する予防処置要否判断が行われている。同検討会で予防処置が必要と判断された事案は、「予防処置管理台帳」に記載され、管理される仕組みとなっているが、当該台帳を閲覧したところ、本来記入されるべき“処置計画確認日”が未記入（1件）や“発行日”が未記入（17件）な箇所が観察された。管理台帳としての適切な管理が望まれる。</p>	<p>提言事項を踏まえて、予防処置の進捗（調査依頼書兼予防処置報告書発行日、調査結果確認日、処置計画確認日、レビュー日）の都度、管理台帳に記入することとし、監査当日までの実績を速やかに記載した。</p> <p>今後は、担当者の記載を課長が確認する運用に強化し、3月から実施する。</p>	<p>埋設事業部 安全管理部 品質保証課</p>
---	---	---	----------------------------------